

通関協議会（本関地区）

（令和2年5月開催関係）

令和2年5月12日（火）開催の通関協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止となりましたが、当日、横浜税関から説明を予定しておりました議題の配布資料を掲載いたしますのでご活用願います。

○配布資料（議題）

新型コロナウイルス感染症等の影響による申請・納付等の
期限の延長等について

次回開催予定日 令和2年6月9日（火） 12:00～

開催場所 横浜税関本関 7階 大会議室

【新型コロナウイルス感染症の状況によっては、開催を中止する場合があります。】

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

令和2年5月
横浜税関業務部

関係者 各位

新型コロナウイルス感染症等の影響による申請・納付等の期限の延長等について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響（令和2年2月1日以後に発生したものに限ります。）については、関税法第2条の3の規定に基づき特定災害として財務大臣が指定し、これらの影響により行うことが困難であった申請・納付等に関する期限の延長や関税関係手数料の軽減・免除等を行うことが可能となりましたので、お知らせいたします。

（関税法第2条の3）

（掲載）税関ホームページ

https://www.customs.go.jp/news/news/20200511_index.htm

【問合せ先】

- 業務部通関総括第1部門

電話：045-212-6150

- 業務部収納課

電話：045-212-6140

新型コロナウイルス感染症等の影響による申請・納付等の期限の延長等について

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響（令和2年2月1日以後に発生したものに限り。）について、関税法第2条の3の規定に基づき特定災害として財務大臣が指定し、これらの影響により行うことが困難であった申請・納付等に関する期限の延長や関税関係手数料の軽減・免除等を行うことが可能となります。（関税法第2条の3）

なお、申請・納付等の期限の延長等をいつまで行うかについては、今後の新型コロナウイルス感染症等による影響の程度を十分に勘案したうえで改めて定めることとなります。

（注）財務大臣が指定する地域は「全都道府県」とすることについて、令和2年5月11日に官報で告示しました。

[「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響についての特定災害の指定並びにこれにより相当な損害を受けた地域の指定に関する件」（財務省告示第百二十二号）](#) [PDF:66KB]



具体的な措置は以下のとおりです。

1. 関税に関する申請・納付等の期限の延長

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、期限までに関税に関する法律に基づく申請・納付等を行うことができない場合には、これらの期限を延長します。（関税法第2条の3）

申請・納付等の期限の延長については、下記の様式に必要事項を記載いただき、最寄りの税関官署又は当該申請・納付等を行うこととされている税関官署に申請ください。

[〔様式〕](#) [PDF:62KB]

[〔記載例〕](#) [PDF:98KB]

なお、輸入貨物に係る内国消費税についても、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、期限までに納付等を行うことができない場合には、期限の延長が可能であり、（1）納付すべき税額の納期限延長後の納期限を延長しようとする場合、（2）特例申告書の提出期限を延長しようとする場合、（3）特例申告書に記載された納付すべき税額の納期限の延長をしようとする場合等において、上記の様式を使用して、関税と内国消費税に係る期限の延長を併せて申請することができます（関税法第7条の2、同法第9条第2項、同法第9条の2、同法第12条第9項、消費税法第47条第3項、同法第51条他）。

- ※ 今回の措置の対象となる申請・納付等に係る期限とは、（1）から（3）までの期限のように特定の日をもって定める期限をいい、一般的な輸入（納税）申告をした場合のように、輸入する日までに納税することとされているような申請・納付等は含まれませんので、ご注意ください。

2. 税関関係手数料の還付、軽減又は免除

(1) 救援物資に係る指定地外検査の許可手数料の還付又は免除

外国から送付される救援物資を、税関の指定した検査場所以外の場所において税関の検査を受けようとする場合の手数料を還付又は免除します。(関税法第102条の2第1項第1号及び第2項)

(2) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響による指定地外検査の許可手数料の還付又は免除

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響で保税地域から避難させた貨物を、税関の指定した検査場所以外の場所において税関の検査を受けようとする場合の手数料を還付又は免除します。(関税法第102条の2第1項第2号及び第2項)

(3) 証明書交付手数料の還付又は免除

新型コロナウイルス感染症に関連する事業所の消毒作業等のため損傷した輸入許可書等の証明書類の交付申請を行った場合の手数料を還付又は免除します。(関税法第102条の2第3項及び第4項)

(4) 保税地域許可手数料の還付、軽減又は免除

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響で保税地域において生じている支障の程度に応じ保税地域許可手数料を還付、軽減又は免除します。(関税法第102条の2第5項)

確認申請書番号

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う申請等の期限延長確認申請書

年 月 日

各 税 関 長
殿
各支署・出張所長

関税法第2条の3第1項・第4項、並びに国税通則法第11条及び同法施行令第3条第3項・第4項の規定により、関税及び国税に関する法律に基づく税関長に対する申請等の期限が延長されることの確認を受けたいので申請します。

氏名又は名称 (法人番号又は税関発給コード) 住所又は居所 電話番号 F A X	() 〒 Tel : Fax :
代 理 人 住 所 電 話 番 号	Tel :
①納付すべき期限が延長された関税・内国消費税の納期限の延長	有 無
②特例申告書の提出期限の延長	有 無
③上記①・②以外の延長しようとする申請等	
納付等をするのが困難な理由その他参考となるべき事項	

上記について、確認する。

本確認に基づき延長される期限の期日は、関税法第2条の3第1項に規定する「指定日」の翌日までとする。

令和 年 月 日

提出先官署の長 _____

【記載例】

別紙様式

確認申請書番号

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う申請等の期限延長確認申請書

令和2年5月11日

各 税 関 長
殿
各支署・出張所長

関税法第2条の3第1項・第4項、並びに国税通則法第11条及び同法施行令第3条第3項・第4項の規定により、関税及び国税に関する法律に基づく税関長に対する申請等の期限が延長されることの確認を受けたいので申請します。

氏名又は名称 (法人番号又は税関発給コード) 住所又は居所 電話番号 FAX	財務省 (800012050001) 〒100-8940 東京都千代田区霞が関3丁目1-1 Tel : XX (XXXX) XXXX Fax : XX (XXXX) XXXX	①：確認申請時点における、関税法第9条の2等の規定により納付すべき期限が延長された関税・内国消費税の納期限の延長の予定の有・無を選択してください。 また、「有」を選択する場合は、可能な範囲で、税関にて対象となる輸入申告番号等を確認できる資料（一括納付用明細書情報等）を添付してください。
代理人 住所 電話番号	Tel : XX (XXXX) XXXX	
①納付すべき期限が延長された関税・内国消費税の納期限の延長	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	②：確認申請時点における、関税法第7条の2の規定による特例申告書の提出期限の延長の予定の有・無を選択してください
②特例申告書の提出期限の延長	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
③上記①・②以外の延長しようとする申請等	再輸出免税貨物の輸出の届出書の提出	③：確認申告時点における、上記①・②以外の期限の延長を予定している申請等を記載してください。
申請等をするのが困難な理由その他参考となるべき事項	新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための措置により期限までに関税・消費税の納付等を行うことが困難なため	本確認に基づき延長される前の期限までに申請等を行うことが困難な理由等を記載してください。

上記について、確認する。

本確認に基づき延長される期限の期日は、関税法第2条の3第1項に規定する「指定日」の翌日までとする。

令和 年 月 日

提出先官署の長